

令和7年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

新しい経済政策パッケージについて(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

事項	事業内容	令和7年度 予算案	(参考) 令和6年度 予算額
待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> 「子育て安心プラン」を前倒し、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。 保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3,000円相当)の賃金引上げ)。(注3) 	前年同額	722
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 3歳から5歳までの全ての子どもたち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化(2019年10月～)。(注3) 		8,858
介護人材の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月～)。 		1,003
高等教育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月～)。(注3)(注4) 	6,400	5,908
合計		16,983	16,491

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
 (注2) 「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子どもたち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子供に相当する部分)には、別途、事業主が提出する子ども・子育て拠出金を充てる。
 (注3) 「待機児童の解消」、「幼児教育・保育の無償化」及び「高等教育の無償化」の国費分については全額こども家庭庁に計上。
 (注4) 令和7年度予算案において7,025億円(国及び地方の合計額)を計上。

こども・子育て政策の強化

財務省資料

- 「こども未来戦略」において、令和10年度までの「3.6兆円(国・地方合計)」の施策充実と安定財源確保の枠組みを決定。
 - ✓ 令和7年度は「3.6兆円」のうち8割強を実現。
 - ✓ 歳出改革や既定予算の最大限の活用により財源を確保。(令和7年度の不足分(1.1兆円程度)は、特別会計で子ども・子育て支援特別公債を発行。)
- 国のこども・子育て関係予算(一般会計と特別会計の合計)も着実に増加。
 - ✓ こども家庭庁予算 令和4年度: 4.7兆円→令和5年度: 4.8兆円→令和6年度: 5.3兆円→令和7年度: 6.3兆円
 - ✓ 育児等給付の増加分を合わせ、令和4年度→令和7年度で+1.9兆円(約4割増)。
 ※ 令和7年度こども家庭庁予算: 6兆2,583億円(+9,751億円、うち一般会計分+910億円)
 育児分を加えると7兆3,270億円

児童手当の拡充

- ✓ 所得制限を撤廃
 - ✓ 高校生年代まで延長
 - ✓ 第3子以降は3万円
- 2兆1,666億円
(うち拡充分+1兆708億円)
12月に拡充後の最初の給付
(以降、偶数月に2ヶ月分を支給)

支給金額	0～3歳	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	

* 多子加算のカウント方法を見直し

高等教育(大学等)

- ✓ 高等教育の負担軽減の抜本強化 6,532億円
(+1,094億円)
- 多子世帯の学生等については授業料・入学金を無償化
(多子世帯: 扶養される子どもが3人以上、支援上限: 現行制度と同様)

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

- ✓ 保育所: 量の拡大から質の向上へ 2,903億円*
(+1,716億円)
- 1歳児の保育士等の配置改善: 6対1→5対1
- 令和6年人事院勧告を踏まえた保育士等の処遇改善
- ✓ 多様な支援ニーズへの対応 1,484億円* (+580億円)
- 虐待・貧困等に苦しむ学生等に対するアウトリーチ支援の実施
- 医療的ケア児や重度心身障害児を一時的に預かる環境を整備

妊娠・出産時からの支援強化

- ✓ 妊婦のための支援給付の創設 816億円
 - こども1人につき10万円相当の経済的支援(従来の補助金を給付化し安定的に実施)
 - ✓ 伴走型相談支援、産後ケア 122億円(+6億円)
 - 様々な困難・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
 - 退院直後の母子に対する心身のケアや育児のサポート等の実施
- * 金額は令和7年度の国の予算(一般会計と特別会計の合計)

育児を取りやすい職場に

- ✓ 一定期間の手取り10割の実現 243億円
- 子の出生直後の一定期間内に両親ともに育児休業を取得した場合に、育児休業給付と合わせて手取り10割相当額を給付
- ✓ 時短勤務時の給付の創設 549億円
- こどもが2歳未満の期間に時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の10%を給付

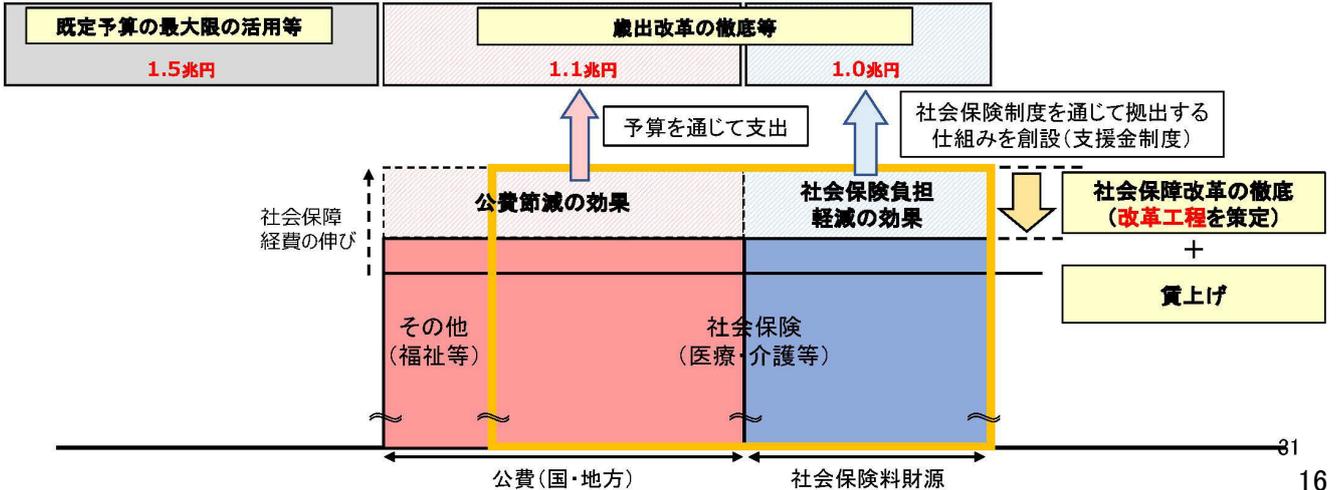
こども・子育て政策の強化（加速化プラン）の財源の基本骨格（イメージ）

- 既定予算の最大限の活用等を行うほか、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用する。
- 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする。

【歳出面】 加速化プラン完了時点 3.6兆円

経済的支援の強化 1.7兆円	全てのこども・子育て世帯を 対象とする支援の拡充 1.3兆円	共働き・共育での推進 0.6兆円
-------------------	--------------------------------------	---------------------

【歳入面】 加速化プランの財源 = 歳出改革の徹底等



全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）

令和6年度社会保障関係予算のポイント(財務省)抜粋

- ◆ 能力に応じて全世代が支えあう「全世代型社会保障」の構築に向け、将来世代も含めた全世代の安心を保障し、社会保障制度の持続可能性を高めるため、「時間軸」に沿って、今後取り組むべき課題をより具体化・深化させた「改革工程」を取りまとめ。
- ◆ 3つの「時間軸」で実施（①来年度（2024年度）に実施する取組、②加速化プランの実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組、③2040年頃を見据えた、中長期的な課題に対して必要となる取組）
- ◆ 上記②の取組は、2028年度までの各年度の予算編成過程において、実施すべき施策を検討・決定

主な改革項目と工程

※ 2040年頃を見据えた中長期的取組については、省略。

	2024年度に実施する取組	2028年度までに検討する取組
働き方に中立的な社会保障制度等の構築	（労働市場や雇用の在り方の見直し） ・「同一労働同一賃金ガイドライン」等の必要な見直しの検討 ・「多様な正社員」の拡充に向けた取組 等	（勤労者皆保険の実現に向けた取組） ・短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃等 ・フリーランス等の社会保険の適用の在り方の整理 ・年収の壁に対する取組 等
医療・介護制度等の改革	・前期財政調整における報酬調整の導入 ・後期高齢者負担率の見直し ※上記2項目は法改正実施済み ・介護保険制度改革（第1号保険料負担の在り方） ・介護の生産性・質の向上（ロボット・ICT活用、経営の協働化・大規模化、人員配置基準の柔軟化等） ・イノベーションの適切な評価などの更なる薬価上の措置を推進するための長期取組品の保険給付の在り方の見直し ・入院時の食費の基準の見直し ・生活保護制度の医療扶助の適正化	（生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上） ・医療DXによる効率化・質の向上 ・生成AI等を用いた医療データの利活用の促進 ・医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化 ・医療提供体制改革の推進（地域医療構想、かかりつけ医機能が発揮される制度整備） ・介護の生産性・質の向上 ・イノベーションの推進、安定供給の確保と薬剤保険給付の在り方の見直し ・国保の普通調整交付金の医療費勘案等 ・国保の都道府県保険料率水準統一の更なる推進 ・介護保険制度改革（ケアマネジメントに関する給付の在り方、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方） ・サービス付き高齢者向け住宅等における介護サービス提供の適正化 ・福祉用具貸与のサービスの向上 ・生活保護の医療扶助の適正化等 ・障害福祉サービスの地域差の是正（能力に応じた全世代の支え合い） ・介護保険制度改革（利用者負担（2割負担）の範囲、多床室の室料負担） ・医療・介護保険における金融所得の勘案や金融資産等の取扱い ・医療・介護の3割負担（「現役並み所得」）の適切な判断基準設定等 ・障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現（高齢者の活躍促進や健康寿命の延伸等） ・高齢者の活躍促進 ・疾病予防等の取組の推進や健康づくり等 ・経済情勢に対応した患者負担等の見直し（高額療養費自己負担限度額の見直し/入院時の食費の基準の見直し） 等
「地域共生社会」の実現	・重層的支援体制整備事業の更なる促進 ・社会保障教育の一層の推進 ・住まい支援強化に向けた制度改正 等	・孤独・孤立対策の推進 ・身寄りのない高齢者等への支援 等

2025年度予算等における社会保険負担の軽減に向けた取組

令和6年12月25日
厚生労働省 大臣折衝事項

「こども未来戦略」(抄) (2023年12月22日閣議決定)

歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、2026年度から段階的に2028年度にかけて支援金制度を構築することとし、2028年度に1.0兆円程度の確保を図る。

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(抄) (2024年法律第47号)

附則第47条 政府は、この法律の施行にあわせて、…「こども未来戦略」…に基づき、社会保険負担率…の上昇の抑制に向けて、全世代型社会保障制度改革…の徹底を図るものとし、子ども・子育て支援納付金…の導入に当たっては、次項各号に掲げる各年度において、子ども・子育て支援納付金…を徴収することにより当該年度に与える影響の程度が、令和5年度から当該各年度まで全世代型社会保障制度改革等…及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組を実施することにより社会保険負担率の低下に与える影響の程度を超えないものとする。

◆2025年度の社会保険負担軽減効果

	負担軽減効果
薬価改定	▲0.12兆円程度
高額療養費制度の見直し	▲0.06兆円程度 ※2025年度の発現分。満年度で▲0.35兆円程度。
2025年度 合計	▲0.17兆円程度 → 2023~2025年度で ▲0.49兆円程度

(2028年度1.0兆円程度まで3年間で残り▲0.5兆円程度を積み上げる必要)

(参考) 2023年度、2024年度の社会保険負担軽減効果

	負担軽減効果	控除分		負担軽減効果	控除分
薬価改定	▲0.15兆円		薬価等改定/薬価制度見直し	▲0.26兆円	
前期財政調整における報酬調整		(+0.09兆円)	診療報酬改定	+0.05兆円	(+0.15兆円)※
後期高齢者の保険料負担の見直し			介護報酬改定	+0.04兆円	(+0.06兆円)※
2023年度 合計	▲0.15兆円	(+0.09兆円)	介護の1号保険料見直し		(+0.04兆円)
			2024年度 合計	▲0.17兆円	(+0.25兆円)

※医療従事者・介護従事者に対する処遇改善のための加算措置分

(注) 雇用者報酬の増加率が上昇することを通じて生じる社会保険負担軽減効果も踏まえ、2023年度・2024年度においては、
①報酬改定のうち、医療介護の現場従事者の賃上げに確実に充当される加算措置、②「全世代型社会保障構築を旨とする改革の道筋(改革工程)」に基づく制度改革等の結果として生じる追加的な社会保険負担については、追加的な社会保険負担額から控除。

こども未来戦略
こども家庭庁

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案のポイント

こども未来戦略<加速化プラン>に基づく給付等の拡充

給付拡充と財政基盤の確保を一体的に整備

1. ライフステージを通じた経済的支援の強化

◎は支援納付金充当事業

○ 児童手当の抜本的拡充 (◎) ⇒ 全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化 [令和6年10月分から]

- ・ 所得制限を撤廃
 - ・ 高校生年代まで延長
 - ・ 第3子以降は3万円
- + 支給回数を年6回に

* 多子加算のカウント方法は、22歳年度末までの子で親等に経済的負担がある場合にはカウントするよう見直し

	3歳未満	3歳~高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	

○ 妊婦のための支援給付の創設 (◎) 10万円相当の経済的支援 ⇒ 2の妊婦等包括相談支援事業との効果的な組合せによる支援 [令和7年4月制度化]

2. 全ての子ども・子育て世帯への支援の拡充

- 妊婦等包括相談支援事業の創設 [令和7年4月]
 - ・ 様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
- 乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)の創設
 - ・ 月一定時間までの枠の中で時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み [令和8年4月給付化]
- 児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ [令和6年11月分から]

3. 共働き・子育ての推進

- 出生後休業支援給付(育休給付率を手取り10割相当に)
 - ・ 子の出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進 [令和7年4月]
- 育児時短就業給付(時短勤務時の新たな給付) (◎)
 - ・ 2歳未満の子を養育するため、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給 [令和7年4月] [令和8年10月]
- 育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設 (◎)

※これらのほか、産後ケア事業の提供体制の整備、教育・保育施設の経営情報の見える化、ヤングケアラーに対する支援の強化等を実施。

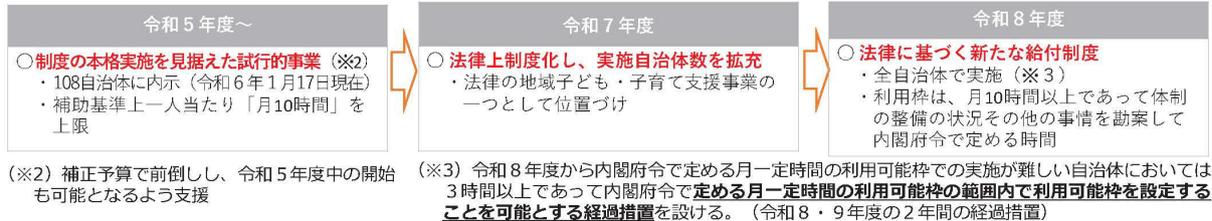
給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

- 支援金制度の創設 ~少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み~
 - ・ 令和8年度に創設、令和10年度までに段階的に導入(各年度の支援納付金総額を規定)。医療保険料とあわせて徴収
 - ・ 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築
 - ・ 令和6~10年度の各年度に限り、つなぎとして子ども・子育て支援特別公債を発行
- 子ども・子育て政策の見える化の推進
 - ・ 令和7年度に子ども・子育て支援特別会計の創設(子ども・子育て支援勘定、育児休業等給付勘定)

1 (2) 全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充①

子ども誰でも通園制度の創設 【子ども・子育て支援法、児童福祉法、社会福祉法等】

- 保育所等に通っていない子どもへの支援を強化する観点から、現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、**新たに「乳児等のための支援給付」を創設**する。
- **利用対象者は、満3歳未満で保育所等に通っていない子ども**（※1）とし、**月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能**。
（※1）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということは子どもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 本制度を行う事業所について、市町村による指定（認可・確認）の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする。また、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、財源の一つとして**子ども・子育て支援納付金を位置づける**。等
【本格実施に向けたスケジュール】



産後ケア事業（※4）の提供体制の整備 【子ども・子育て支援法】（※4）出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業

- 産後ケア事業について、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため次の課題への対応が急務。
 - ① 受け皿拡大に当たり、**市町村の管内では委託先が確保できない場合に、市町村の区域を超えた広域的な調整を都道府県が担う必要**。
 - ② **妊産婦のメンタルヘルスの対応のための関係機関のネットワーク体制の構築に当たり、医療体制を担う都道府県との連携が重要**。
- 産後ケア事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付けることで、**国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備（※5）を進める**。

国：基本指針を定める
市町村：基本指針に基づき市町村事業計画を作成し、量の見込みと提供体制の確保の内容等を定める。
都道府県：市町村事業計画の協議を受け確認する。また、基本指針に基づき都道府県事業計画を作成し、市町村の区域を超えた広域的な調整等を定めるよう努める。

（※5）母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から産後ケア事業の実施が市町村の努力義務とされている。（令和4年度時点で1,462（約84%）の市区町村で実施）

20

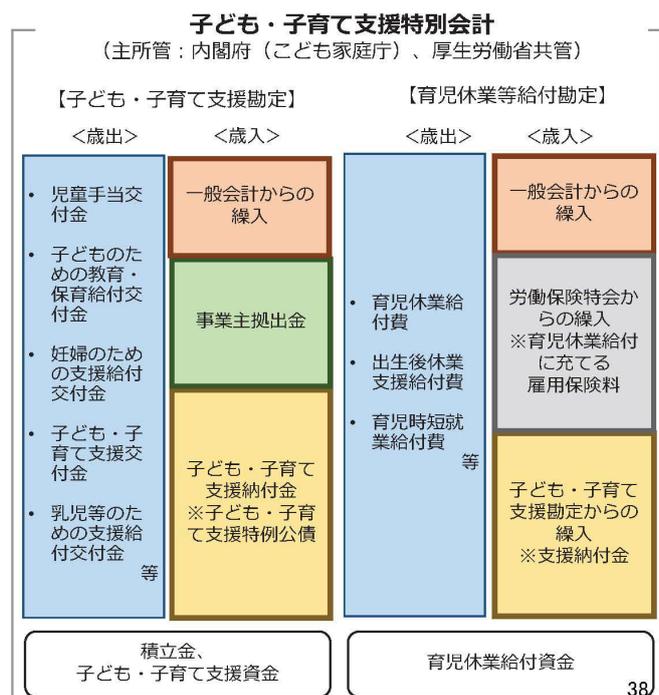
2 子ども・子育て支援特別会計の創設

子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、**年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を令和7年度に創設**する。

【特別会計に関する法律】

- ① **子ども・子育て支援特別会計は、児童手当、子どものための教育・保育給付、妊婦のための支援給付、乳児等のための支援給付、育児休業等給付等に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。**
- ② 子ども・子育て支援特別会計を「**子ども・子育て支援勘定**」及び「**育児休業等給付勘定**」に区分し、**子ども・子育て支援勘定は内閣総理大臣が、育児休業等給付勘定は厚生労働大臣が管理**する。※主な歳入・歳出は右図のとおり。
- ③ 事業主拠出金、子ども・子育て支援納付金、雇用保険料といった**特定の財源に係る決算剰余金が、特定の財源を充当する経費以外に使われることのないよう、子ども・子育て支援勘定に「積立金（事業主拠出金）」及び「子ども・子育て支援資金（子ども・子育て支援納付金）」、育児休業等給付勘定に「育児休業給付資金（育児休業給付に充てる雇用保険料）」を置き、分別管理**する。

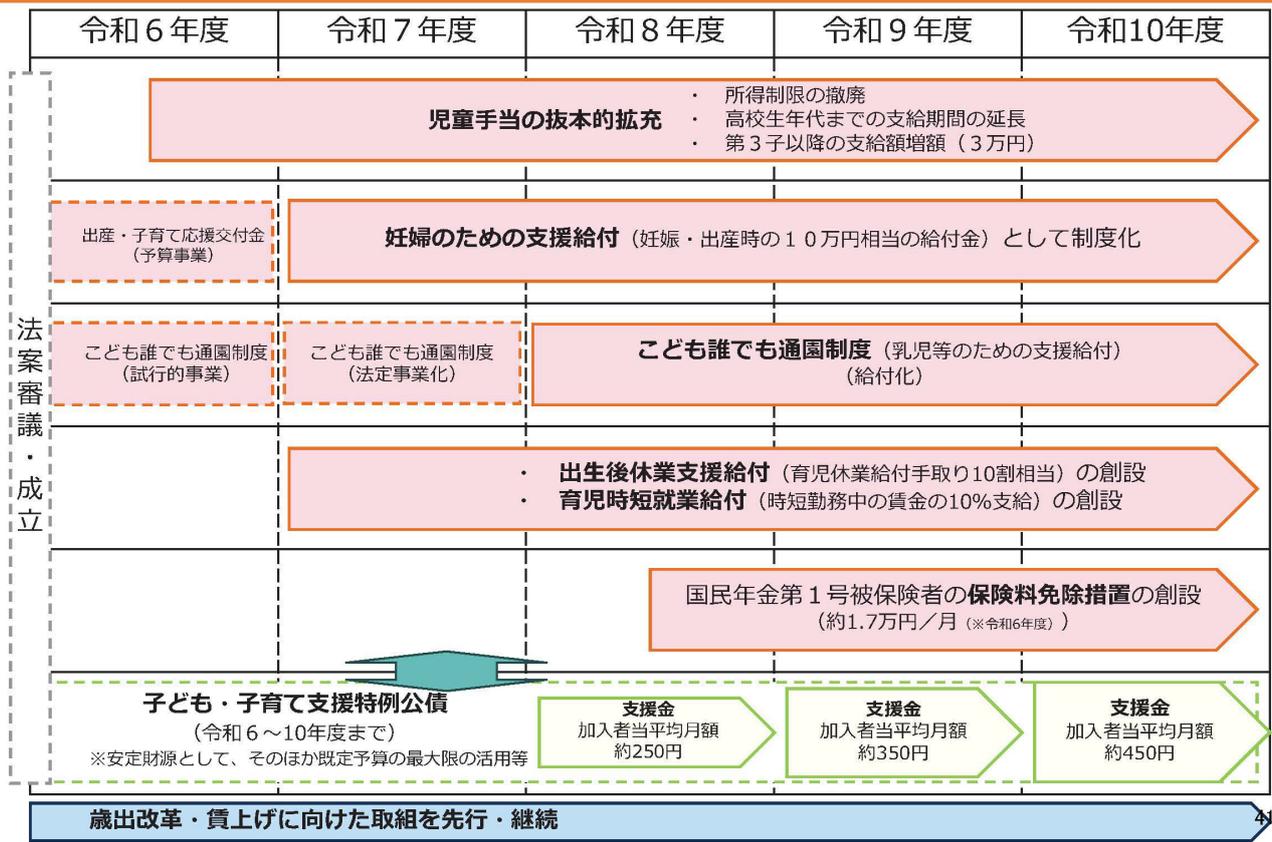
※ 上記に伴い、年金特別会計・労働保険特別会計にかかる規定につき所要の整備を行う。



38

21

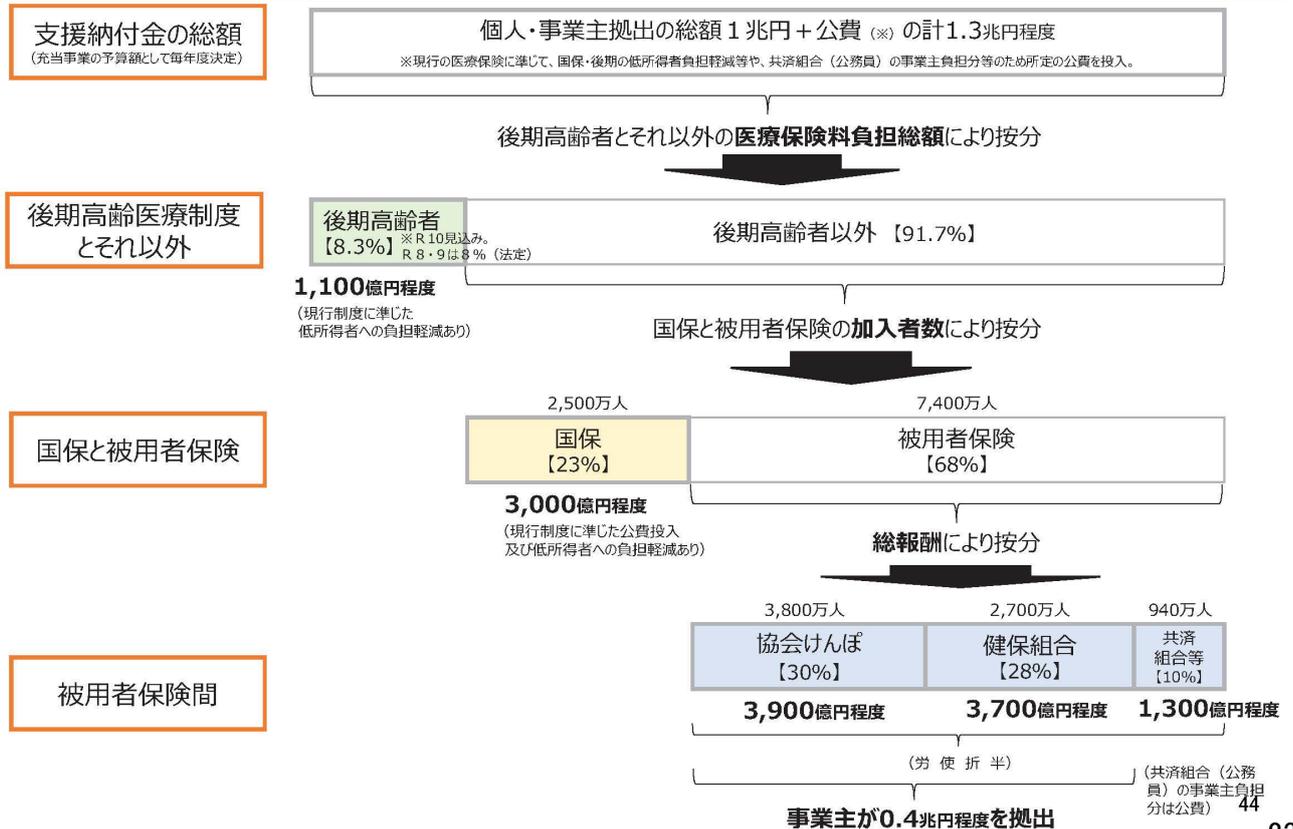
加速化プランの実施に向けたスケジュール（支援金制度関係）



22

(参考) 子ども・子育て支援納付金の按分 (イメージ)

※数字はR10年度の見込み



23

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			（参考）加入者一人当たり 医療保険料額 （令和3年度実績） （②）	（参考） ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額（①）		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 〔参考〕被保険者一人当たり 450円	400円 〔参考〕被保険者一人当たり 600円	500円 〔参考〕被保険者一人当たり 800円	10,800円 〔参考〕被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 〔参考〕被保険者一人当たり 400円	350円 〔参考〕被保険者一人当たり 550円	450円 〔参考〕被保険者一人当たり 700円	10,200円 〔参考〕被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 〔参考〕被保険者一人当たり 500円	400円 〔参考〕被保険者一人当たり 700円	500円 〔参考〕被保険者一人当たり 850円	11,300円 〔参考〕被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 〔参考〕被保険者一人当たり 550円	450円 〔参考〕被保険者一人当たり 750円	600円 〔参考〕被保険者一人当たり 950円	11,800円 〔参考〕被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 （市町村国保）	250円 〔参考〕一世帯当たり 350円	300円 〔参考〕一世帯当たり 450円	400円 〔参考〕一世帯当たり 600円	7,400円 〔参考〕一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

（注1）本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもつてみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の被分は総報酬制であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

（注2）国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。

（注3）国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦1人の3人世帯（夫の給与収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（※差分7割軽減）、同160万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合250円（同2割軽減）、同300万円の場合400円（同2割軽減）。なお、支援金制度が少子化対策にかかるとあることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、こども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前で、かつ均等割額は全額軽減）について均等割額は全額軽減。

（注4）後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯（年収収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（均等割7割軽減）、同160万円の場合100円（同7割軽減）、同180万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合350円（同2割軽減）。

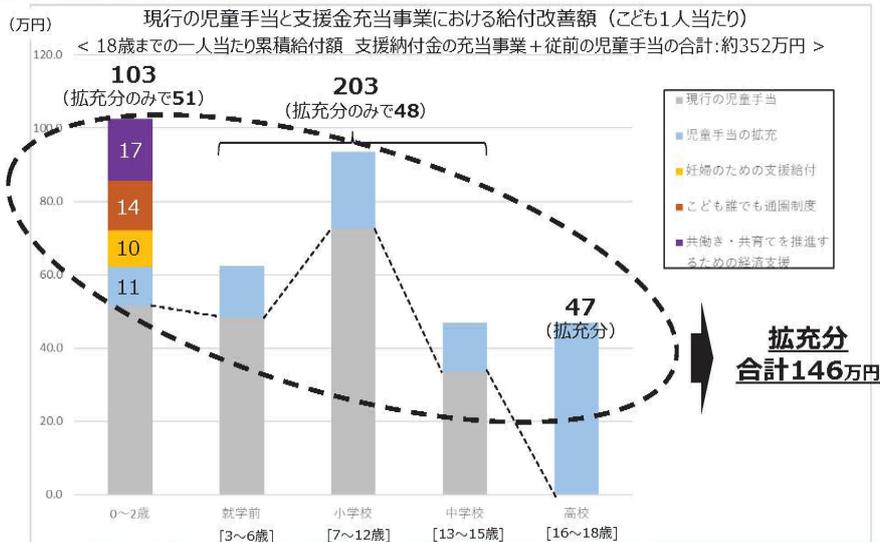
（注5）介護分の保険料額は、第1号被保険者（65歳～）の1人当たり月額（基準額の全国加重平均）で6,014円（令和5年度）、第2号被保険者（40～64歳）の1人当たり月額（事業主負担分、公費分を含む）で6,276円（令和6年度見込み額）

43
24

支援金制度の創設によるこども一人当たりの給付改善額（高校生年代までの合計）

○ 子ども・子育て支援金制度の創設によるこども一人当たりの給付改善額（高校生年代までの合計）は約146万円。なお、現行の平均的な児童手当額約206万円とあわせると、合計約352万円となる。

- ※ 子ども・子育て支援納付金の充当事業（児童手当（今般の拡充分に限る）、妊婦のための支援給付（出産・子育て応援給付金の制度化）、こども誰でも通園制度、共働き・子育てを推進するための経済支援）について、実際の給付状況はこどもや世帯の状況により様々であるが、各給付の事業費を対象となるこどもの数で割って合計。
- ※ 「加速化プラン」（総額3.6兆円）の支援強化には、これら以外にも様々なものがある。



※年齢別にそれぞれの制度における1人当たり給付の平均額（令和10年度所要額（見込）を基とした対象年齢ごとの単純平均額）を算出し、各期間について合計したもの。現行の児童手当額は、令和2年度児童手当事業年報の実績値に基づく平均単価を計上。

※共働き・子育てを推進するための経済支援は、出生後休業支援給付、育児時短就業給付、国民年金第1号被保険者の育児期間中の保険料免除を指す。

※児童手当については拡充分（所得制限撤廃、高校生年代への延長、多子加算の増額）を含む全体に支援納付金が充たされるほか、子ども・子育て拠出金・公費も充た。こども誰でも通園制度については、支援納付金・公費を充た。また、支援金の総額1.0兆円（令和10年度）をベースに、低所得者軽減等のために投入される公費や各給付に充たされる公費等も加えた給付額（総額約1.5兆円）をベースに試算。

42
25

「こども・子育て支援加速化プラン」に係る令和7年度の地方負担の増

- 「こども・子育て支援加速化プラン」の令和7年度の地方負担の増(令和6年度比 2,413億円)について、全額を地方財政計画の歳出に計上し、必要な財源を確保

【内訳】

施策項目	概要	地方負担額
①ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組		
児童手当の抜本的拡充	所得制限撤廃、高校生年代までの支給期間延長及び多子加算第3子以降3万円の平年度化	583億円
妊婦のための支援給付	妊婦等に対する経済的支援(計10万円相当)への国費充当	▲258億円
高等教育費の負担軽減	多子世帯の学生等について、所得制限を設けず授業料・入学金を無償化	220億円
②全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充		
産前・産後ケアの拡充	産後ケア事業及び新生児聴覚検査の拡大	10億円
幼児教育・保育の質の向上	保育士等の処遇改善、1歳児の保育士等の配置改善	1,184億円
地域子ども・子育て支援事業の充実	こども誰でも通園制度の実施、放課後児童クラブの常勤職員の配置改善 等	37億円
多様な支援ニーズへの対応	障害児支援の拡大 児童扶養手当の拡充(所得制限の見直し、多子加算の見直し)の平年度化 等	588億円
○共働き・共育ての推進		
育児休業給付の充実(地方公務員分)	男性の育児休業取得促進 出生後一定期間内の育児休業給付の給付率の引上げ(手取りで8割相当から10割相当) 育児時短勤務手当金の創設	49億円
計		2,413億円

26

こども・子育て政策に係る地方単独事業(ソフト)の推進等

- 地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策(ソフト)を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費(単独)を1,000億円増額
- 普通交付税の算定に当たり、地方団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をよりの確なものとするため、新たな算定費目「こども子育て費」を創設

1. こども・子育て政策に係る地方単独事業(ソフト)の確保

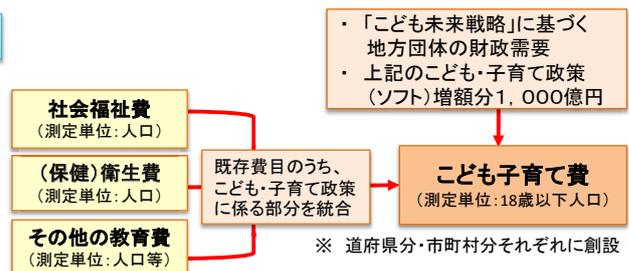
- ・地方独自のこども・子育て施策(例) ※ 主に、地域の実情に応じて実施する現物給付事業を想定

子育てしやすい環境の整備(職場環境整備等)	就労要件等を問わずこどもを預けられる取組
幼稚園・保育所等の独自の処遇改善・配置改善等	放課後児童クラブに対する独自の支援
産前・産後ケアや伴走型支援の充実	ひとり親家庭等への支援
こどもの居場所づくりへの支援	結婚支援

2. 普通交付税の新たな算定費目「こども子育て費」の創設

「こども未来戦略」等に基づく地方団体の取組に係る財政需要と、既存の算定費目のうち、こども・子育て政策に係る部分を統合し、普通交付税の基準財政需要額に、測定単位を「18歳以下人口」とする新たな算定費目「こども子育て費」を創設

※ 人口に占める18歳以下人口の割合が小さい団体に配慮した補正措置を講じる



※ このほか、包括算定経費からも一部移管

27

こども・子育て支援事業債の創設

- 地方団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設
の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費」を計上し、「こども・子育て支援事業債」
を創設

1. 対象事業

地方単独事業（こども基本法に基づく都道府県・市町村こども計画に位置付け）として実施する以下の事業

- ・ 国庫補助事業に併せて実施する単独事業を含む
- ・ 社会福祉法人等に対する助成を含む

(1) こども・子育て支援機能強化に係る施設整備

【対象施設】 公共施設、公用施設

- (例) ・ 子育て相談室 ・ あそびの広場
・ 科学、自然、音楽、調理などの体験コーナー
・ 子育て親子の交流の場



(相談室)



(あそびの広場)

(2) 子育て関連施設の環境改善

【対象施設】 児童館、保育所などの児童福祉施設、
障害児施設、幼稚園 等

- (例) ・ 空調、遊具、防犯対策設備の設置
・ バリアフリー改修 ・ 園庭の整備（芝生化）
・ トイレの洋式化



(トイレ環境改善)



(園庭の整備、改修)

2. 地方財政措置

充当率：90% 交付税措置率：50%（機能強化を伴う改修）又は30%（新築・増築）

3. 事業期間

令和10年度までの5年間（「こども・子育て支援加速化プラン」の実施期間）

4. 事業費

500億円

28

医療法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据え、地域での良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、地域医療構想の見直し等、医師偏在是正に向けた総合的な対策の実施、これらの基盤となる医療DXの推進のために必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 地域医療構想の見直し等【医療法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律等】

- ① 地域医療構想について、2040年頃を見据えた医療提供体制を確保するため、以下の見直しを行う。
 - ・ 病床のみならず、入院・外来・在宅医療、介護との連携を含む将来の医療提供体制全体の構想とする。
 - ・ 地域医療構想調整会議の構成員として市町村を明確化し、在宅医療や介護との連携等を議題とする場合の参画を求める。
 - ・ 医療機関機能（高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能等）報告制度を設ける。
- ② 「オンライン診療」を医療法に定義し、手続規定やオンライン診療を受ける場所を提供する施設に係る規定を整備する。
- ③ 美容医療を行う医療機関における定期報告義務等を設ける。

2. 医師偏在是正に向けた総合的な対策【医療法、健康保険法、総務法等】

- ① 都道府県知事が、医療計画において「重点的に医師を確保すべき区域」を定めることができることとする。
保険者からの拠出による当該区域の医師の手当の支給に関する事業を設ける。
- ② 外来医師過多区域の無床診療所への対応を強化（新規開設の事前届出制、要請勧告公表、保険医療機関の指定期間の短縮等）する。
- ③ 保険医療機関の管理者について、保険医として一定年数の従事経験を持つ者であること等を要件とし、責務を課することとする。

3. 医療DXの推進【総務法、社会保険診療報酬支払基金法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等】

- ① 必要な電子カルテ情報の医療機関での共有等や、感染症発生届の電子カルテ情報共有サービス経由の提出を可能とする。
- ② 医療情報の二次利用の推進のため、厚生労働大臣が保有する医療・介護関係のデータベースの匿名化情報の利用・提供を可能とする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金を医療DXの運営に係る母体として名称、法人の目的、組織体制等の見直しを行う。
また、厚生労働大臣は、医療DXを推進するための「医療情報化推進方針」を策定する。その他公費負担医療等に係る規定を整備する。

このほか、平成26年改正法において設けた医療法第30条の15について、表現の適正化を行う。等

施行期日

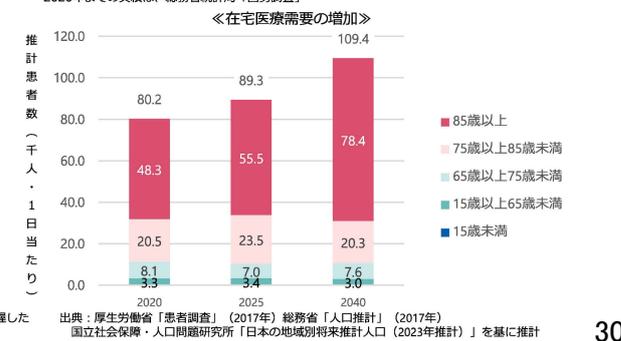
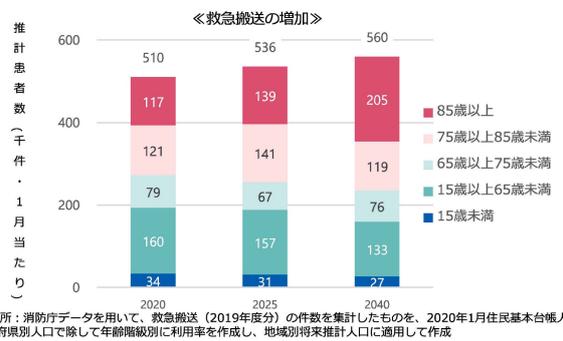
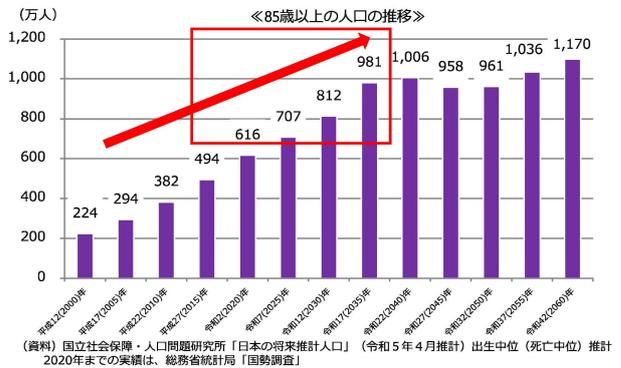
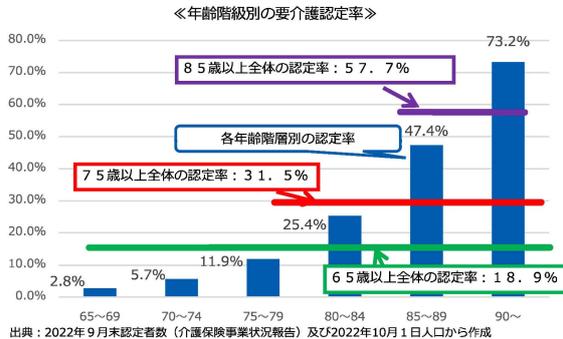
令和9年4月1日（ただし、一部の規定は令和8年4月1日（1②並びに2①の一部、②及び③）、令和8年10月1日（1①の一部）、公布後1年以内に政令で定める日（3①の一部）、公布後1年6月以内に政令で定める日（3③の一部）、公布後2年以内に政令で定める日（1③及び3③の一部）、公布後3年以内に政令で定める日（2①の一部並びに3①の一部及び3②）等）

29

2040年頃に向けた医療の課題①

I. 将来の人口構造の変化と求められる医療需要①

- 人口は、85歳以上を中心に高齢者数は2040年頃のピークまで増加見込み。
- 医療・介護の複合ニーズを有する85歳以上の高齢者の増加に伴い、85歳以上を中心に高齢者の救急搬送は増加、在宅医療の需要も増加。



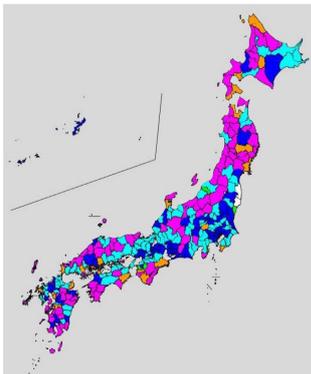
30

2040年頃に向けた医療の課題②

I. 将来の人口構造の変化と求められる医療需要②

- 地域ごとに見ると、生産年齢人口はほぼ全ての地域で減少し、高齢人口は、大都市部では増加、過疎地域では減少、地方都市部では高齢人口が増加する地域と減少する地域がある。
- こうした地域差の拡大に伴い、地域ごとの課題や地域に求められる医療提供体制のあり方はそれぞれ異なったものとなる。

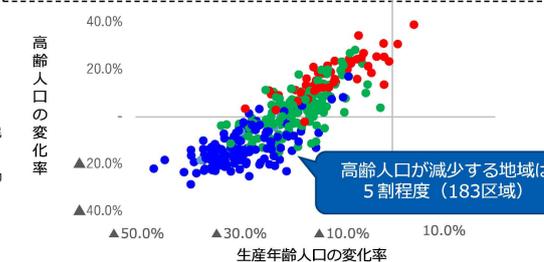
《入院患者数が最大となる年（二次医療圏別）》



《2025年→2040年の年齢区分別人口の変化の状況（構想区域（337区域）別）》

年齢区分別人口	年齢区分別人口の変化率の平均値	
	生産年齢人口	高齢人口
●大都市型	-11.9%	17.2%
●地方都市型	-19.1%	2.4%
●過疎地域型	-28.4%	-12.2%

大都市型：人口が100万人以上（又は）人口密度が2,000人/km²以上
 地方都市型：人口が20万人以上（又は）人口10～20万人（かつ）人口密度が200人/km²以上
 過疎地域型：上記以外



II. 生産年齢人口の減少に伴う、医療従事者の確保の課題

- 生産年齢人口の減少に伴い、医療従事者の確保が更に困難となる中、働き方改革等とあわせて、医療DX等を着実に推進していくことが重要。
- 医師については、人口が減少する中での医師養成のあり方や医師偏在が課題となっているほか、特に診療所の医師は高齢化しており、診療所数は人口が少ない二次医療圏では減少傾向、人口の多い二次医療圏では増加傾向にある。
- 歯科医師、看護師等の医療従事者についても、将来にわたって医療提供体制を確保するため、その養成のあり方や偏在等の課題、専門性を発揮した効果的な活用の重要性が指摘されている。
- これらの課題に対応し、85歳以上の高齢者の増加や人口減少がさらに進む2040年以降においても、全ての地域・全ての世代の患者が、適切な医療・介護を受け、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保することを目指す。

2040年に向けて、総合的な改革によって、より質の高い医療やケアを効率的に提供する体制を構築

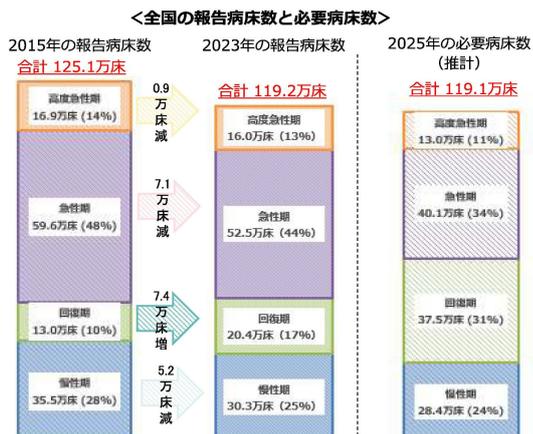
31

1. 地域医療構想の見直し等① 新たな地域医療構想の概要

現行の地域医療構想

病床の機能分化・連携

- 団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向けて、高齢者の医療需要が増加することが想定される。
- 約300の構想区域を対象として、**病床の機能分化・連携を推進**するための2025年に向けた地域医療構想を策定。



※ 病床機能報告の集計結果と将来の病床の必要量は、各構想区域の病床数を機械的に足し合わせたものであり、また、それぞれ計算方法が異なることから、単純に比較するのではなく、詳細な分析や検討を行った上で地域医療構想調整会議で協議を行うことが重要。

新たな地域医療構想

入院医療だけではなく、**外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた地域の医療提供体制全体の課題解決を図る地域医療構想へ**

- 2040年頃に向けて、医療・介護の複合ニーズ等を抱える85歳以上の増加、人材確保の制約、地域差の拡大が想定される。
- 増加する高齢者救急・在宅医療の需要への対応、医療の質や医療従事者の確保、地域における必要な医療機能の維持が求められる。
- 病床の機能分化・連携だけでなく、**外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めたあるべき医療提供体制の実現に資する新たな地域医療構想を策定。**
- 2040年やその先を見据えて、地域の実情に応じて、「治す医療」を担う医療機関と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、**医療機関の連携・再編・集約化を推進**することが重要。
このため、病床の機能分化・連携に加え、
 - ・ **地域ごとの医療機関機能**
(高齢者救急の受入、在宅医療の提供、救急・急性期の医療提供等)
 - ・ **広域な観点の医療機関機能** (医育及び広域診療等の総合的な機能)の確保に向けた取組を推進。

＜今後のスケジュール＞

- 令和7年度 新たな地域医療構想に関するガイドラインの作成 (国)
- 令和8年度～ 新たな地域医療構想の策定 (県)
- 令和9年度～ 新たな地域医療構想の取組を順次開始 (県)

32

地域医療提供体制の確保

- 地域医療提供体制を確保するため、新たな資金繰り支援等、以下の取組を行う

1. 病院事業の経営改善の促進と資金繰り支援

- ① 資金不足が生じている病院事業※1であって、経営改善実行計画を策定し収支改善に取り組む公立病院に対して、経営改善の効果額の範囲内※2で活用できる資金手当のための地方債(病院事業債(経営改善推進事業))※3を創設

※1 当年度又は翌年度に資金不足額が生じる見込みの病院事業を含む

※2 資金不足(見込)額と経営改善効果額のいずれか小さい額が上限

※3 発行期間は令和7年度～令和9年度

【経営改善の取組例】

- 病床の縮小、病床機能の見直し
- 医薬品の共同購入、医療機器の共同利用
- 地域の医療機関と連携した紹介患者の増加
- 病院の統合・連携、経営形態の見直し

＜公立病院の状況＞

	R4	R5
公立病院数	853病院	854病院
赤字病院の割合 ^{注1}	34%	70%
赤字合計額 ^{注1}	639億円	2,448億円
資金不足 ^{注2} が生じている病院事業数	27事業 (41病院)	38事業 (54病院)

注1 経常収支 注2 地方財政法に定める資金不足額

- ② 総務省と厚生労働省の共同事業として、病院経営に携わるトップ層の経営マネジメント力を向上させ、経営改善を図ることにより持続可能な病院経営を行うために必要な知識を習得するための研修(医療経営人材養成研修)を創設

2. 不採算地域やへき地における医療提供体制の確保

- ① 不採算地区病院については、依然として厳しい経営状況が続いているため、令和3年度から実施している不採算地区病院等への特別交付税措置の基準額引上げ(30%)を継続※4

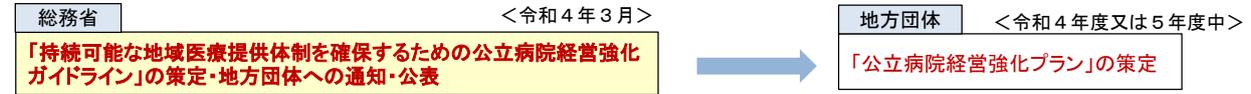
※4 日本赤十字社、恩賜財団済生会、JA厚生連等の公的病院等にも同様の措置を講じる

- ② へき地医療を担う公的病院等に対する地方団体の助成経費に係る特別交付税措置の対象に、へき地医療拠点病院等が行う訪問看護、遠隔医療に要する経費を追加

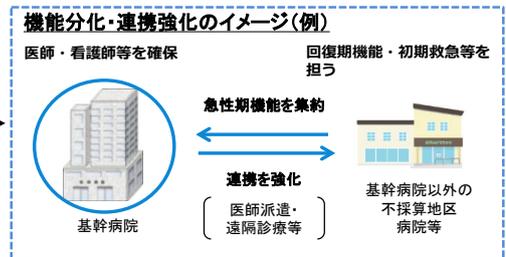
33

公立病院経営強化の推進について

- 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しに取り組んできたが、依然として経営状況は厳しく、以下の課題に対応しながら地域医療提供体制を確保するためには、経営を強化していくことが重要。
- ・人口減少、少子高齢に伴う医療需要の変化
 - ・医師・看護師等の不足
 - ・医師の時間外労働規制への対応
 - ・新興感染症への備え
 - 等



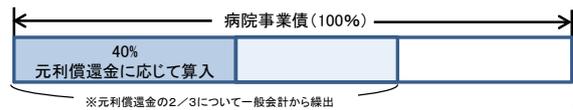
公立病院経営強化プランの内容	
<p>(1) 役割・機能の最適化と連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能 機能分化・連携強化 <p>各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。</p>	<p>(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師・看護師等の確保（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化） 医師の働き方改革への対応
<p>(3) 経営形態の見直し</p>	<p>(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組</p>
<p>(5) 施設・設備の最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・設備の適正管理と整備費の抑制 デジタル化への対応 	<p>(6) 経営の効率化等</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営指標に係る数値目標



【病院事業債】
《通常の整備》



《機能分化・連携強化に伴う整備（特別分）》



予防接種法における定期接種と地方交付税措置

- 予防接種法上、市町村長は予防接種を行わなければならないとされ、**定期接種の費用は市町村の支弁とされているが、A類、B類どちらも実費徴収可**
- A類については、**実態として接種費用の約9割を自治体が公費負担**しているという状況を踏まえ、9割を交付税措置
B類については、**高齢者の約3割が非課税世帯であり、実費徴収できないことから、3割を交付税措置**
- 具体的には、**需用費(ワクチン経費、個別通知費)と委託費(予診経費、接種経費)**を普通交付税で算定

分類	考え方	対象疾病	費用負担(イメージ)
A類疾病	人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防(社会防衛)	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib、小児肺炎球菌、HPV感染症(子宮頸がん)、水痘、B型肝炎、ロタウイルス	<p>9割を地方交付税で手当 (単位費用:保健衛生費)</p> <p style="text-align: right;">実費</p>
B類疾病	個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防(個人予防)	インフルエンザ、成人肺炎球菌、新型コロナウイルス感染症、 帯状疱疹 (いずれも対象は高齢者等)	<p>3割を地方交付税で手当 (単位費用:保健衛生費)</p> <p style="text-align: right;">実費</p>

○**予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)(抄)**

(市町村長が行う予防接種)

第五条 **市町村長は**、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、保健所長(略)の指示を受け期日又は期間を指定して、**予防接種を行わなければならない**。

(予防接種等に要する費用の支弁)

第二十五条 この法律の定めるところにより予防接種を行うために要する費用は、**定期の予防接種については市町村**、臨時の予防接種については都道府県又は市町村の**支弁とする**。

(実費の徴収)

第二十八条 定期の予防接種又は臨時の予防接種(特定B類疾病に係るものに限る。)を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、**実費を徴収することができる**。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。

令和7年度定期接種に関する標準的な接種費用について

○厚生労働省通知(令和7年1月9日感発0109第3号「令和7年度定期接種に関する標準的な接種費用について(带状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチンについて)」から抜粋

記

1. 带状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチンの定期の予防接種における標準的な接種費用について

(定期接種に関する標準的な接種費用 (接種1回当たりの費用・税込み))

	標準的な接種費用	積算	
		ワクチン価格	手技料
1. 带状疱疹ワクチン			
① 組換えワクチン	22,060 円	18,260 円	3,800 円
② 生ワクチン	8,860 円	5,060 円	3,800 円
2. 新型コロナワクチン	15,600 円	11,800 円	3,800 円

2. 自己負担額等について
 带状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチンの令和7年度の定期接種における標準的な接種費用について、1. のとおり積算しており、低所得者に関しては接種費用を無料とするため、総接種費用の3割について普通交付税措置が講じられる見込みである。
 低所得者以外の方の自己負担額については、B類疾病に係る予防接種は主に個人の発病又はその重症化を防止する観点から行うものであることを踏まえ、1. を接種費用の標準として、各自治体においてご検討いただきたい。

36

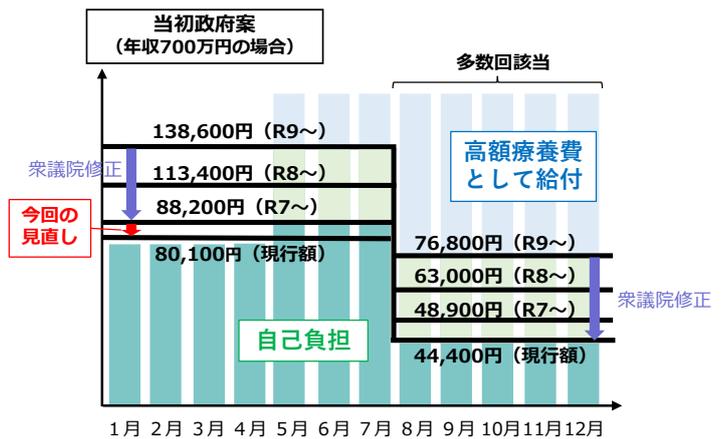
高額療養費制度の見直しについて

見直しの概要

- R7の引上げも含めていったん全面的に立ち止まり、本年秋までに再検討

(参考) 衆議院で修正された予算案

- R7の引上げは予定どおり実施
 ※ R8・R9の引上げは、本年秋までに改めて方針を検討し決定
- 多数回該当については現行額を維持



予算への影響

	当初案	これまでの修正案	今回の再修正案
国	▲160億円	(+55億円) → ▲105億円	(+105億円) → 0億円
地方	▲53億円	(+18億円) → ▲35億円	(+35億円) → 0億円

37

自由民主党、公明党、日本維新の会 合意 (令和7年2月25日) (教育無償化関係抜粋)

I 教育無償化

全ての若い世代に対して多様で質の高い教育を実現するとともに、経済的事情による教育格差を是正し、子育て世帯への支援を強化する観点から、論点の十分な検討を行い、以下の改革を実現する。

① いわゆる高校無償化

- ・ 「骨太方針2025」の策定までに大枠を示した上で、令和8年度予算編成過程において成案を得て、実現する。
- ・ 令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる。低所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充を行う。
- ・ 先行措置として、令和7年度分について、全世帯を対象とする支援金(11.88万円)の支給について収入要件を事実上撤廃する。高校生等奨学給付金や公立の専門高校の施設整備に対する支援の拡充を行う。

② いわゆる給食無償化

- ・ まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する。
- ・ その上で、中学校への拡充についても、できる限り速やかに実現する。

③ 0～2歳を含む幼児教育・保育の支援

- ・ 更なる負担軽減・支援の拡充について、地方の実情等を踏まえ、令和8年度から実施する。

④ 高等教育の支援

- ・ 更なる負担軽減・支援の拡充について、十分な検討を行い、成案を得ていく。

IV 教育無償化に関する論点等

1. いわゆる高校無償化について、義務教育との関係、公立高校(農業高校、水産高校、工業高校、商業高校等の専門高校を含む)などへの支援の拡充を含む教育の質の確保、多様な人材育成の実現、収入要件の撤廃を前提とした支援対象者の範囲の考え方、私立加算金額の水準の考え方(令和8年度は45.7万円)、支給方法の考え方(代理受領か直接支給か、DX化による効率化の推進)、高校間での単位互換、国と地方の関係、公立と私立の関係、現場レベルの負担といった論点について、十分な検討を行う。
2. いわゆる給食無償化については、地方自治体に対して、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した対応を促すとともに、「学校給食法」との関係、児童生徒間の公平性、支援対象者の範囲の考え方、地産地消の推進を含む給食の質の向上、国と地方の関係、効果検証といった論点について、十分な検討を行う。
3. 0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、更なる負担軽減・支援の拡充について、論点を整理した上で十分な検討を行い、その結果に基づき、成案を得る。
4. 高等教育の支援については、更なる負担軽減・支援の拡充について、論点を整理した上で十分な検討を行い、その結果に基づき、成案を得ていく。
5. 上記の各施策の実現に当たっては、政府全体で徹底した行財政改革を行うことなどにより安定財源を確保する。

- V 上記I～IVを前提に、令和7年度予算及び令和7年度税制改正法について、所要の修正を行った上で、年度内の早期に成立させる。令和8年度以降の措置については「骨太方針2025」に記載し、令和8年度以降の予算に反映させる。記載のない共通理解について、国会における政府答弁によって可能な限り確認を行う。

合意後も引き続き、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党の枠組みで、合意事項の実現に責任と誠意をもって取り組む。

38

予算修正概要資料

高校無償化(令和7年度先行措置分)

令和7年度予算修正額
+1,064億円

<自由民主党、公明党、日本維新の会 合意(令和7年2月25日)> (抜粋)

I 教育無償化

① いわゆる高校無償化

- ・ 令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる。低所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充を行う。
- ・ 先行措置として、令和7年度分について、全世帯を対象とする支援金(11.88万円)の支給について収入要件を事実上撤廃する。高校生等奨学給付金や公立の専門高校の施設整備に対する支援の拡充を行う。

○収入要件の事実上撤廃【10/10補助】 +1,049億円(新規)

◆高等学校等就学支援金制度で所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の高校生等を対象に、国公立共通の基準額である上限11.88万円/年を授業料相当の教育費として支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助する。



◆手続きのイメージ

- ▶ 令和7年7月
 - ・ 生徒等が就学支援金を申請
- ▶ 数か月後
 - ・ 就学支援金判定事務が完了
 - ・ 所得制限により不支給判定となった生徒等を本事業で認定し、年額分を一括支給(※)

※ 公立は学校が支援金を代理受領し授業料債権に充当する方法が標準的
私立は代理受領での充当や、前納授業料を還付等することを想定

※ 年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の目安

○高校生等奨学給付金の拡充【1/3補助】 147億円→152億円(+5億円)

◆生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、国公立通じて全日制等の第1子と第2子以降の給付額同額を実現。

○公立専門高校の施設整備の拡充【1/3補助】

681億円→691億円(+10億円)の内数(増額は産業教育施設整備に充当)

◆産業教育のための実験実習施設整備の支援を拡充するため、公立学校施設整備費を増額。

39

高校生等臨時支援 (高等学校等修学支援事業費補助金)

【令和7年度単年度限り】令和7年度予算修正額 **1,049億円**



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○平成22年度に全高校生等を対象に高等学校等就学支援金が導入されたが、平成26年度より中低所得世帯への支援を手厚くするため所得制限を導入。現下の物価高騰による子育てに係る経済的負担の軽減を図るとともに、現在の高校進学率が99%に達していることに鑑み、改めてその準義務教育的な状況を踏まえ、基準額11.88万円について全高校生等を対象とする。

「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」(令和7年2月25日)を踏まえ、令和7年度は単年度限りの予算を措置し、基準額11.88万円について収入要件を事実上撤廃。

○「高校生等臨時支援」【新規】1,047億円
◆高等学校等就学支援金制度で所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の高校生等を対象に、国公私立共通の基準額である上限11.88万円/年を授業料相当の教育費として支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助する。



※ 年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の目安

◆手続きのイメージ

- 令和7年7月
 - ・生徒等が就学支援金を申請
- 数か月後
 - ・就学支援金判定事務が完了
 - ・所得制限により不支給判定となった生徒等を本事業で認定し、年額分を一括支給(※)

※ 公立は学校が支援金を代理受領し授業料債権に充当する方法が標準的
私立は代理受領での充当や、前納授業料を還付等することを想定

対象校種	高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校 ※高等学校等就学支援金と同じ	実施主体	公・私立高校等：都道府県 国立高校等：国
補助対象経費	都道府県が行う本事業に要する経費 ※ 臨時的な事業の創設であることを考慮した事務費を措置 ※ 国立高校等は国が事業を実施	支援割合	国 10/10

○「高校等で学び直す者に対する修学支援」「海外の日本人高校生への支援」 年収約910万円以上世帯に年11.88万円を上限に支給【拡充】2億円

◆対象拡大：学び直し +3500人、海外の日本人高校生 +860人 支援割合 国 10/10

(担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)

高校生等奨学給付金 (奨学のための給付金)

令和7年度予算修正額 **152億円**
(前年度予算額 147億円)



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容 (事業実施期間：平成26年度～)

- ◆ 生活保護世帯・低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。
※ 家計急変世帯については、急変後の所得の見込により判定
※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費など
- ◆ 令和7年度予算案：非課税世帯 全日制等(第1子)の給付額の増額
→ 私立の全日制等の第1子と第2子以降の給付額同額を実現

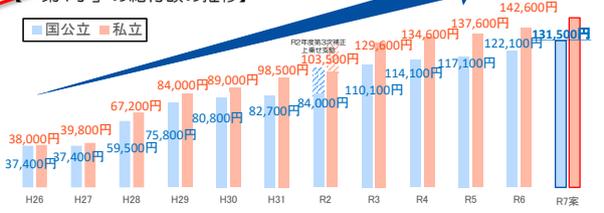
(R7追加)
⇒143,700円
(+21,600円)

【令和7年度予算案 給付額】

世帯区分	給付額(年額)		
	国公立	私立	
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円	
非課税世帯	全日制等(第1子)	122,100円 →131,500円 (+9,400円)	142,600円 →152,000円 (+9,400円)
	全日制等(第2子以降※)	143,700円	152,000円
	通信制	50,500円	52,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

【「第1子」の給付額の推移】



対象校種	高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(1~3年)、専修学校(高等課程)等	実施主体	都道府県
補助対象経費	都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に要する経費	補助割合	国 1/3 都道府県 2/3

(担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)

令和7年度の地方財政措置について（各府省への申入れ）の概要

- **各府省の大臣は、地方財政法第21条及び第22条の規定に基づき、地方財政の健全性を保持するため、地方公共団体の負担を伴う概算要求書及び法令案に関し、総務大臣の意見を求めなければならない**
- このため、毎年度、概算要求基準の閣議了解時に、各府省に対し、地方財政措置について申入れを行い、予算編成における地方行財政の基本的な考え方を示すこととしている

【参考】地方財政法(昭和二十三年法律第九号)(抄)

第二十一条 内閣総理大臣及び各省大臣は、その管理する事務で地方公共団体の負担を伴うものに関する法令案について、法律案及び政令案にあつては閣議を求め前、命令案にあつては公布の前、あらかじめ総務大臣の意見を求めなければならない。

第二十二条 内閣総理大臣及び各省大臣は、その所掌に属する歳入歳出及び国庫債務負担行為の見積のうち地方公共団体の負担を伴う事務に関する部分については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十七条第二項に規定する書類及び同法第三十五条第二項に規定する調書を財務大臣に送付する際、総務大臣の意見を求めなければならない。

＜主な申入れ内容＞

(物価高への対応関連)

物価高への対応(各府省共通)

- 物価高への対応を行う場合には**地方の意見を十分に踏まえる**とともに、**資材価格の高騰や賃金上昇等を踏まえた補助単価の見直し**等の必要な措置を講じられたいこと

(参考)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
 ・令和5年度補正予算(第1号) 約1.6兆円
 (低所得世帯支援枠 約1.1兆円、推奨事業メニュー 0.5兆円)
 ・令和5年12月予備費 約1.1兆円
 (給付金・定額減税一体支援枠等)

公立学校施設整備事業に係る国庫補助負担制度の改善(文部科学省)

- 公立学校施設整備事業については、地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、**資材価格や労務費を適切に反映した補助単価の見直し**等を行うとともに、**所要の財源を確保**されたいこと

(参考)学校施設環境改善交付金に係る補助単価

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助単価	221千円/㎡	243千円/㎡	268千円/㎡	296千円/㎡
(前年度比)	(+4.6%)	(+10.2%)	(+10.3%)	(+10.3%)

※小中学校校舎(鉄筋コンクリート造)の場合

※令和5年度の建築単価(実績):386千円/㎡

42

(防災・減災対策関連)

能登半島地震からの復旧・復興(各府省共通)

- **能登半島地震からの復旧・復興**に向けた事業が早期かつ円滑に推進されるよう、**必要な財政措置**を講じるとともに、**国庫補助負担金等の交付の早期化**や被災した地方公共団体の**事務負担の軽減**を図られたいこと

(参考1)能登半島地震に係る予備費の使用等 5,552億円(令和6年1月～累計5回)

(参考2)国庫補助負担金等の交付の早期化

例:災害廃棄物処理について早期の概算払を可能とする仕組みの運用

(参考3)被災した地方公共団体の事務負担の軽減の取組

例:大規模災害からの復興に関する法律等に基づく国による復旧工事の代行

(R6.5.31現在:41件)

防災・減災対策及び国土強靱化の推進(各府省共通)

- 南海トラフ地震等に関する防災・減災対策及び国土強靱化に関する施策について、**所要の財源を確保**されたいこと
- **国土強靱化実施中期計画**を策定するに当たっては、地方公共団体が、中長期的かつ明確な見通しの下、**継続的・安定的に切れ目なく国土強靱化の取組を進められるよう**、令和6年能登半島地震の教訓等も踏まえ、**必要な措置**を講じられたいこと

(参考1)防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)
 (令和3年度～令和7年度)進捗状況

	R2補正等 (1年目)	R3補正等 (2年目)	R4補正等 (3年目)	R5補正等 (4年目)	累計	事業規模の 目途
事業規模 (うち国費)	約4.16兆円 (約1.97兆円)	約3.02兆円 (約1.52兆円)	約2.70兆円 (約1.53兆円)	約3.06兆円 (約1.52兆円) ※	約12.5兆円 (約6.2兆円)	おおむね 15兆円程度 (うち国費 は7兆円台 半ば)

※5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠(3,000億円)を含む。(累計には含まない)

(参考2)経済財政運営と改革の基本方針2024(抜粋)

- ・中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に切れ目なく国土強靱化の取組を進められるよう、令和6年能登半島地震の経験も踏まえ、施策の実施状況の評価など「国土強靱化実施中期計画」に向けた検討を最大限加速化し、2024年度の早期に策定に取り掛かる。

上下水道の持続的経営の確保(国土交通省等)

- 地方公共団体の**水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保**のため、広域化等の推進、施設の老朽化対策及び能登半島地震の被災状況や全国の耐震化の現状を踏まえた**耐震化対策に必要な事業**を円滑に実施できるよう、**所要の財源を確保**されたいこと

(参考)上下水道施設の耐震化状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
水道	41%	41%	42%
下水道	54%	55%	56%

※水 道:基幹管路の耐震適合率

※下水道:重要な幹線等の耐震化率

43

(DXの推進関連)

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用の推進(各府省共通)

- 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、**所要の財源の確保**をはじめ、**必要な措置**を講じられたいこと
 その際、**地方公共団体の実態を把握し、事務負担の軽減や運用経費等の削減**につながるよう取り組まれたいこと

(参考) 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針(令和6年6月18日デジタル行政改革会議決定)のポイント
 ・地方公共団体の情報システムの「共通化」などを推進
 ・費用負担については、一定の場合に国が負担又は補助を検討
 例: 共通SaaSの早期利用団体への国支援を検討
 ・国・地方の連絡協議の枠組みを設定

デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組の推進(内閣官房、デジタル庁等)

- **ガバメントクラウドの利用料の設定に当たっては、的確な情報提供を行い**、利用者である地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で**低廉なものとなるよう検討を行うとともに**、当該利用料を含む地方公共団体情報システムの**運用経費等の削減に向けて必要な措置**を講じられたいこと

(参考) 移行前環境別のシステム運用経費の削減率

クラウド未導入		神戸市▲22.6%、盛岡市▲16.6%、佐倉市▲9.3%
クラウド導入	単独クラウド	宇和島市+0.4%、須坂市+10.9%
	自治体クラウド	倉敷市・松山市+50.0%、美里町・川島町+0.1%、笠置町+213.2%

※デジタル庁が令和4年度に実施した先行事業の検証結果(令和5年12月22日公表)

GIGAスクール構想の推進(文部科学省)

- 国策として推進する**G I G Aスクール構想により整備された1人1台端末**については、地方公共団体が端末の更新を円滑に実施できるよう、**共同調達を推進するとともに、今後の更新時期を把握し、所要の財源を確保**されたいこと

(参考)
 ・令和5年度補正予算において、都道府県に基金を造成し、当面、令和7年度までの更新分(約7割)に必要な経費を計上
 2,643億円

(人への投資関連)

会計年度任用職員に係る財政措置(各府省共通)

- 常勤職員の給与が増額改定された場合、**遡及適用**など、改定の実施時期を含め、会計年度任用職員の給与についても常勤職員の取扱いに準じて改定することが基本となることや、令和6年度から、会計年度任用職員に対して**勤勉手当**が支給されていることを踏まえ、**会計年度任用職員の給与を対象経費に含む国庫補助負担金等について、適切な情報提供を行うとともに、所要の財源を確実に確保**されたいこと

(参考) 国庫補助金等の対象となる会計年度任用職員の例
 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー(教育支援体制整備事業費補助金(文部科学省))
 ・放課後児童支援員(子ども・子育て支援交付金(子ども家庭庁))
 ・女性相談支援員(困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金(厚生労働省))

教員の処遇の改善及び少人数学級の計画的な整備(文部科学省)

- 教職調整額の水準や各種手当の見直しなどの**教員の処遇の抜本的な改善及び少人数学級の計画的な整備**に係る教職員定数の効果的な配置等に当たっては、国・地方を通じた厳しい財政状況に配慮しつつ、**所要の財源の確保**をはじめ、**適切な措置**を講じられたいこと
 その際、教員の処遇改善については、**地方の意見を十分に踏まえ、職務の負荷に応じたメリハリある給与体系**とすることなども含め、**財源確保と併せて検討**されたいこと

(参考1) 経済財政運営と改革の基本方針2024(抜粋)
 ・教職調整額の水準を少なくとも10%以上に引き上げることが必要などとした中央教育審議会提言を踏まえるとともに、(略)職務の負荷に応じたメリハリある給与体系への改善も含めた検討を進め、財源確保と併せて、2025年通常国会へ給特法改正案を提出するなど、教師の処遇を抜本的に改善する。

(参考2) 教職調整額の引上げ(4%→10%)による影響額

	国	地方
義務教育	+720億円程度	+2,000億円程度
公立高校等		+1,000億円程度
合計	+720億円程度	+3,000億円程度

(参考3) 小学校における少人数学級の計画的な整備

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

(その他)

こども・子育て政策の強化関連(こども家庭庁等)

- **就学前教育・保育施設整備交付金**等について、国予算の不足により事業の執行に支障を来しているため、地方公共団体が**必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の国費を確保**されたいこと

(参考) 就学前教育・保育施設整備交付金に係る予算額

令和5年度当初 +令和4年度補正※	令和6年度当初 +令和5年度補正
739億円	563億円

※R4補正は、R5当初で就学前教育・保育施設整備交付金に一元化される前の保育所等の施設整備費補助金の合算額

令和7年度の各府省への申入れのその他項目

【共通項目】

- 東日本大震災からの復興の推進
- 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等
- 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等
- 国庫補助負担金の整理合理化等
- 国と地方公共団体の財政負担の適正化
- 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消
- 公共施設等の適正管理の推進

【個別項目】

- 外国人材の受入れ環境整備の推進
- 地域脱炭素を実現するための取組の推進
- PPP／PFIの推進
- 戸籍等の記載事項（氏名の振り仮名）の追加に伴う措置
- 地域医療提供体制の確保及び国民健康保険制度の安定的な運営の推進等
- 予防接種に係る財政措置等
- 地域生活支援事業の推進
- 介護保険制度の安定的な運営の推進
- 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進
- 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底
- 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善
- 林業公社の抜本的な経営対策等の推進
- 社会資本整備総合交付金制度の改善等
- 持続可能な地域公共交通の確保
- 一般廃棄物処理施設の整備について